感染動物取扱い指針

施行 平成 23(2011)年 01.31
改正 令和 5(2023)年 09.20

1. はじめに

感染動物取扱い指針は実験従事者および飼養者等への感染事故被害を未然に防ぐことを目的とするものである。「病原体等の動物接種実験」は「国立感染症研究所　病原体等安全管理規程(平成30年7月)」あるいは「実験室バイオセーフティ指針(WHO 第3版)」に則って実施する。
感染動物を用いた実験を行おうとする研究責任者、動物実験責任者及び動物実験分担者は、上記法律あるいは安全対策に従い実験の安全確保のための手続きを行った上で[注 1)]、藤田医科大学動物実験規程(平成 19(2007).4.1 施行)を遵守しなければならない。

(定義)

2　本指針における用語は、以下に定める。

(1)「病原体等」
　ウイルス、細菌、真菌、寄生虫、プリオン並びにそれらの産生する毒素で、ヒトおよび実験動物に危害を与える恐れのあるものをいう。

(2)「動物への接種実験」
　病原体等を生きている実験動物に感染させる実験を指し、(イ)細胞等に病原体等を感染させる実験、および(ロ)病原体等を細胞等に感染させ、安定的に細胞に組み込まれた状態で、生きている実験動物に移植する実験は除外する。

(3)「バイオセーフティレベル(以下、BSL という)」
　病原体等の人または動物への病原性及び伝播性の程度並びに疾患の予防法または治療法を考慮し、人または動物への危害を及ぼす危険性の程度に応じて定める病原体等の取扱いに関する安全対策の区分をいう。

(4)「動物実験バイオセーフティレベル(以下、ABSL という)」
　病原体等を用いた動物実験において、人または実験動物への病原性及び伝播性の程度ならびに疾患の予防法または治療法を考慮し、人または実験動物への危害を及ぼす危険性の程度に応じて定める病原体等の取扱いに関する安全対策の区分をいう。

(BSL)

3　病原体等の安全度を以降の 「BSL1、2、3 および 4 の病原体等」に区分し、本学においては、BSL4 病原体等の接種実験は行わないものとし、BSL1、2 について動物への接種実験における安全管理の方法を定める。BSL3 の動物への接種実験を行う場合は、別に安全管理の方法を定める。

(1) 本ガイドラインにおける BSL とは、ヒトおよび実験動物に対する危険性から分類するものであり、病原体等を以下のように分類する。
(2) 実験動物間での伝播に特に注意を要する病原体等については本来の BSL の区分に 1 を加えて、ABSL 区分とし分類する。

BSL1：人や実験動物に疾患を起こす可能性のないもの。
BSL2：人や実験動物に疾患を起こす可能性はあるが、重大な災害となる可能性のないもの。有効な治療法や予防法が利用でき、感染が拡散するリスクが限られるもの。

BSL3：人や実験動物に重篤な疾患を起こすが、通常の条件下では感染は個体から他の個体への拡散は起こらないもの。有効な治療法や予防法が利用できるもの。

BSL4：人や実験動物に重篤な疾患を起こし、感染した個体から他の個体に、直接または間接的に容易に伝搬され得るもの。有効な治療法や予防法が利用できないもの。

（病原体等を用いた動物への接種実験を行える実験室）

4　本学において病原体等を用いた動物への接種実験を行う場合、定められた実験室のみで行うこととする。

（安全設備および運営基準と標準操作手順）

5　BSL1 動物実験室の安全設備および運営基準と標準操作手順を示す。

［BSL1 動物実験室］

・安全設備及び運営基準

（1）通常の実験室とは独立していること。

（2）実験室への昆虫や野ねずみの侵入を防御する。

（3）実験室からの動物逸走防止対策を講じる。

（4）実験室の壁・床・天井，作業台，飼育装置等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。

（5）管理者は標準作業手順を関係者に周知する。

・標準操作手順

（1）一般外来者の立入りを禁止する。

（2）従事者は微生物及び動物の取扱い手技に習熟する。

（3）感染実験区域内への飲食物の持込みまたは喫煙を禁止する。

（4）作業時には、マスク、帽子及びゴムまたはプラスチック製手袋を着用する。

（5）床敷交換などの作業時のエアゾル発生を極力防ぐ。

（6）使用済みケージ等汚染器材は消毒または滅菌したのち洗浄する。

（7）汚染床敷や動物由来排泄物は消毒または滅菌したのち廃棄する。

（8）作業後は手指の洗浄消毒を行う。

（9）動物死体は焼却する。

［BSL2 動物実験室］

・安全設備および運営基準

（1）入口は施錠できるようにする。

（2）入口には国際バイオハザード標識を表示する。

（3）実験室内にオートクレーブを設置する。

（4）手洗い設備を設置する。

・標準操作手順

（1）メス、注射針など鋭利なものの取扱いに注意する。

（2）高濃度のエアロゾルを発生する作業は、クラスI、II型生物学用安全キャビネットおよび感染動物用安全キャビネット、または感染動物用アイソレータ（A形、B形）内でおこなう。感染動物がエアロゾルを発生するおそれがある場合は飼育も含める。

（報告）

6　万が一、病原体等を接種した動物が逃亡した場合は、動物実験委員会に速やかに通報するとともに、逃亡した動物の捕獲を試みること。

（実験の中止等）
7　不適切な動物への接種実験が実施されている場合は，動物実験委員会の判断により当該実験の中止その他の措置を講ずる。

（雑則）
8　このほか動物への接種実験に関し必要な事項は動物実験委員会が定める。